



# 松前速報

令和2年7月1日  
松前警察署  
地域・交通課 交通係

## 妨害運転に対する罰則の創設について

### ～STOP!! あおり運転!!～

令和2年6月30日から道路交通法が改正され、いわゆる「あおり運転」に関する法律が整備されました。

罰則が重たく運転免許も取消になる違反です。

#### ①妨害運転（交通の危険のおそれ）

～3年以下の懲役または50万円以下の罰金

他の車両等の通行を妨害する目的で、下記に示す一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

#### 一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反



#### ②妨害運転（著しい交通の危険）

～5年以下の懲役または100万円以下の罰金

①の罪を犯したことによって、高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。



被害を受けたときの立証措置や、変な言いがかりをつけられたときに自分を守るためにも**ドライブレコーダー**をつけましょう！

あおり運転を受けたら、ドアロックをして車外に出ないで110番をして下さい！